

新たなプール制の説明と解説

○全体の概要

新しいプール制では、総額調整とポイント加算という今までにない概念を取り入れています。人件費部分に一定の上限を設けたものが総額調整であり、園における様々な取り組みをポイントにして還元するというものがポイント加算です。

プール制支払い額の算出方法は、「所要額」から「理論財源（運営費と民改費）」を差引いたものとなりますが、この所要額を算出する際に上記の概念が加わります。

所要額は大きく分けて3つの部分から構成されます。「基本人件費枠」と「自由裁量・創意工夫枠」「民改費」です。

後で詳しく述べますが、基本人件費枠から「調整額」を、ポイント加算となる「自由裁量・創意工夫枠」に資金移動させることとなります。ただし、資金は5年間の経過措置の中で徐々に移行させていきます。

理論財源である運営費・民改費は算出方法に変更はないので、ここでの説明は省略します。

なお、民改費は各園へ直接執行されますが、「プール制」を総枠でとらえるには職員配置など基本的な部分での共通の条件作りを考えるうえで外せないものです。そのため所要額・理論財源ともに含めています。

以降、所要額のうち新たなものについて説明します。

1. 「基本人件費枠」について

基本人件費枠とは、人件費に係わる部分のことです。この金額のことを「基本人件費額」と言い、以下に説明します「総額調整対象額」と「算定基礎額」を比較した少ない方の金額のことを差します。

（1）総額調整対象額

格付にもとづいて算出した認定内職員の「人件費（基本給・社会保険事業主負担分・期末勤勉手当・業務手当・主任保育士手当）」及び「端数換算相当額」「フリー経費定数緩和対策費加算」「調整部分」の4つの要素の合計から民改費を差引いた額のことです。

(2) 算定基礎額

大きく言えば、「運営費」と「京都市独自で加配している人数にその職種に対応する国基準単価をかけたもの」の合計額のことです。

算出方法は、以下のア. からエ. の合計額からオ. を差し引いたものです。

ア. プール制配置基準により算定された保育士（休憩保育士対策数は除く）と調理員等の人数から、国の配置基準により算定された保育士・調理員等の数をそれぞれ引いた人数に職種ごとの国基準単価をかけた額。

イ. フリー経費定数に単価（第1表185号）をかけた額。

ウ. 休憩保育士にかかる部分

定員90人以下の園はプール制で算定された休憩保育士対策数から国の基準で算定された休憩保育士数を引いた数に国基準保育士単価をかけた額。

定員91人以上の園はプール制で算定された休憩保育士対策数に国基準保育士単価をかけた額から国が定める休憩保育士に係る運営費額を引いた額。

エ. 国基準運営費

オ. 職種ごとの国基準運営費単価から職種ごとのプール制欠員単価を引いた額を、プール制における職種ごとの欠員数にかけた額。

(3) 調整額

上記(1)と(2)を比較して、(1) > (2)の場合、その差額が調整額となります。(1) < (2)もしくは(1) = (2)の場合、調整額はありません。

調整額は「自由裁量・創意工夫枠」の資金に移動されます。

ただし、5年間の経過措置の中で徐々に資金移動されることとなりますので、経過措置の内容を示すと下記のとおりです。

- 1年目(平成22年度) 調整額の5分の1
- 2年目(平成23年度) 調整額の5分の2
- 3年目(平成24年度) 調整額の5分の3
- 4年目(平成25年度) 調整額の5分の4
- 5年目(平成26年度) 調整額の5分の5

